

➡E-mail: office@vegan.or.jpまで

申込日 年 月 日

JAS登録認証機関 日本ヴィーガン協会
ヴィーガンJASリモート講習会開催申込書

申込者名 (会社名)			
住所	〒		
担当者 部署名			
担当者名			
担当者 連絡先1	TEL:	FAX:	
担当者 連絡先2	携帯TEL		
担当者 e-mail			
参加 希望日	○	リモート 講習会	開催日(メールで日程をご相談ください。)
		希望日	
参加 予定人数	名		
参加 予定者名	別紙添付		
講習会 カテゴリー	0025 □(生産行程管理者)加工食品 0026□(取扱管理担当者)飲食店 □ 小分け業者		
講習会費用	□日本ヴィーガン協会 入会金10,000円 年会費6000円(消費税無し) 会員33,000円(税込)/事業所 □非会員38,500円(税込)/事業所		
講習会費 支払方法	請求書受理後、当会指定口座に振込み(振込手数料別途貴社負担)		
請求書宛名 宛先	(上記と異なる場合記載してください)		

※開催日の2週間前までに、zoomの案内メールが届かない場合は、ご連絡ください

ヴィーガンJAS講習会参加予定者名簿

1	お名前		担当予定	0025□生産行程管理者 □格付担当者 0026□取扱管理担当者 □取扱管理責任者□調理責任者 □顧客対応責任者
	会社名		住所	
	電話		e-mail	
2	お名前		担当予定	0025□生産行程管理者 □格付担当者 0026□取扱管理担当者 □取扱管理責任者□調理責任者 □顧客対応責任者

➡E-mail: office@vegan.or.jpまで

	会社名		住所	
	電話		e-mail	
3	お名前		担当予定	0025□生産行程管理者 □格付担当者 0026□取扱管理担当者 □取扱管理責任者□調理責任者 □顧客対応責任者
	会社名		住所	
	電話		e-mail	
4	お名前		担当予定	0025□生産行程管理者 □格付担当者 0026□取扱管理担当者 □取扱管理責任者□調理責任者 □顧客対応責任者
	会社名		住所	
	電話		e-mail	

***1社あたりの参加定員はありません。**

講習会内容 AM10:00～12:00 1.JAS規格全般について 2.ヴィーガンの基礎知識 3.JAS0025, もしくは0026の内容説明	PM13:00～16:00 4.認証の技術的基準 5.生産行程についての検査方法 6. 内部規程、格付規程の作り方 7. 認証契約書、申請書 の説明
--	--

特定非営利活動法人日本ヴィーガン協会

会員規則

(種別)

第1条 費用 入会金10,000円 年会費6000円(消費税無し)

- (1) 正会員 ・この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 ・この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

会員特典

- ・指定講習会の受講料の割引
- ・認証費用の割引
- ・年に数回開催されるヴィーガンイベント情報のメールによる告知

(入会)

第2条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- (1) 会員として入会しようとするものは、正会員は理事長が別に定める入会申込書により、賛助会員は認証申請書により申し込むものとする。
- (2) 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- (3) 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第3条 会員は入会時に、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第4条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 認証申請書で入会した賛助会員が1年を超えてにJAS申請を実施しない場合。

(退会)

第5条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出する、もしくは認証終了と同時に退会することができる。

(除名)

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

以上